

論点メモ(案) (たたき台)

調査・検討項目案

(※凡例：黒字はママ、赤字は論点、青字は追加(修正)論点)

◎ なぜ新たな都市経営の理念や仕組みが必要になっているか？

→従来までは地方自治体の役割は制度的に固定化されているといった形のものであったが、ネクストステージへの時代の転換とともに、基礎自治体として住民や地域の実情に応じてその役割を自己決定することが強く求められるようになっている…

A. 新たな都市経営の理念や仕組みとは

→新たな都市経営のコンセプト(理念・理論)・仕組みづくりを検討する必要性

(=多様な組織(公社・企業)への出資、連結決算、一般会計繰入、人材派遣の考え方)

→コンツェルン都市、NSM(KSM)、給付行政(=非権力的な生活基盤行政)とサービス行政の組み合わせ方の工夫

⇒出資して終わりではなく、これらの活動をどう評価・制御(コントロール)していくかがむしろ重要

→欧州の都市モデル(ストラスブール等)がどこまで我が国に応用可能か？

→従来までの我が国の自治体公社のあり方にも示唆を提供

⇒エージェンシーや公社など(≡我が国では「地方公営企業」や「第三セクター等」といった形態で、

⇒自治体からそれらを独立させるインセンティブ(または契機、意義、効果)とは？

⇒市場で供給されづらい地域の多様な行政ニーズ(インフラ等)への対応が可能になる面も

⇒地域で雇用を生み出すこともある(特に、水道、エネルギー、交通等の分野で)

⇒(論点1) それらへの住民や議会によるコントロールはどのような形態で行われているのか？

⇒租税(公共性)と料金(収益性)の政策領域をどのように区分しているのか？

⇒経営の健全性(収益性)を確保する必要があるがどの位まで必要か？(⇒赤字はどんな根拠で許容？)

⇒(論点2) 今少しバランスのとれた公社運営の理論と実態の分析が求められているのでは？

◎従来までのNPMの考え方(=英米型/北欧型、NSM・KSM(ドイツ型))との比較(異同)

⇒(論点3) NPMからNPGへの転換(=国ごとにNPMの導入の仕方が異なり、一様でない)

⇒英米型、ドイツ型(NSM・KSM)、北欧型(共通点と相違点は？)(c.f. 大住(2004)、石川(2017)、関口(2016))

➤ 都市の総合的な施策の計画・決定・実施への住民参加(=市民自治体)

→都市の生活基盤サービスの維持確保に向けた住民参加の諸相(=諸外国ではどうか)

→自治体が事務機構としてのみならず多様な出資団体と連携、合意形成や制御を行う

⇒(論点4) 住民や議会による公共サービス(公社を含む)の制御(コントロール)は、実はわが国においても重要な論点ではないのか？(=公社等の単なる民営化が問題解決の唯一の方法か？)

⇒そもそもドイツやフランスの公営企業では民営と公営の区分があいまいではないか？

➤ 企業会計の導入や「投入(Input)ー算出(Output)」サイクルとともに、「投入ー産出ー成果」(Outcome)のサイクルで予算過程をまわすなど(例：スウェーデンなどの北欧諸国)

⇒(論点5) 地方公会計への発生主義会計の導入

⇒国ごとに発生主義会計の導入の仕方が異なっている

⇒公社へ出資して終わりではなく、経営の健全性の確保のため、むしろ「成果」(Outcome)を計る指標の開発やそれらを基にしたガバナンスのあり方が諸外国で重視されるように

⇒国ごとの特徴は？(c.f. 関口(2016))

B. 都市自治体のインフラ政策（エネルギー政策、交通弱者対策としての交通政策など）

- 広義のインフラ政策（エネルギー政策など）による地域再生への寄与
- いくつかの都市交通政策は、都市再生と交通弱者の移動手段確保に寄与（Maas など）（c. f, 南（2016））
→障害者・失業者・高齢者・子ども等の交通弱者の為に必要な生活インフラとしての交通
- 広義のインフラ政策（エネルギー政策、交通弱者対策としての交通政策など）における住民参加・市民自治体（＝例：瑞、独、仏でどう異なるか）

⇒（論点6）ドイツのシュタットベルケに見られるような収益構造はどのような形で可能か？（要改訂）

- ① ドイツでの実践例：シュタットベルケ・フライブルク（c. f, 諸富（2016）、ラウパッハ（2019））
- ② 北欧での実践例：ストックホルム県（SLL）とストックホルム交通公社（SL）の連結決算
- ③ 日本での実践例：（一財）神戸市みのりの公社、（一社）長野市開発公社、松江市交通局（自動車運送事業と駐車場事業との会計統合） 等々

※ 都市自治体の地域再生政策（＝市と公社の連携→ただし狭義の都市計画ではない）

- 都市再生における公民連携（＝自治体の中間支援組織を通じた民との連携）
- 都市再生（＝市と公社の連携）による経済効果
- 都市再生における住民参加・市民自治体（＝例：瑞、独、仏でどう異なるか）

日本における事業手法区分別特性（地方公営企業、第3セクター等）※たたき台

区分	自治体のガバナンス （行政および議会による統制）	自治体の費用負担	自治体に係る 赤字負担リスク	経営の裁量の大小	経営への参画 （役員・職員）
直営	直接的ガバナンス	ほぼ全額負担	あり	小さい	あり
公営企業	直接的ガバナンス	①経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費 ②経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費	あり	やや小さい	あり
三セク等	①出資・出捐者としての ガバナンス ②自治法に基づく 調査権、監査権	同上	増資、損失補償・債務保証 等に係る 費用負担	やや小さい	あり
上下分離方式 （含む指定管理者 制度）	限定的	基本的に資本費	限定的	やや大きい	限定的
民間	なし	なし	なし	大きい	なし

注記）本表は定性的・一般的な傾向を示したものであることに留意されたい。

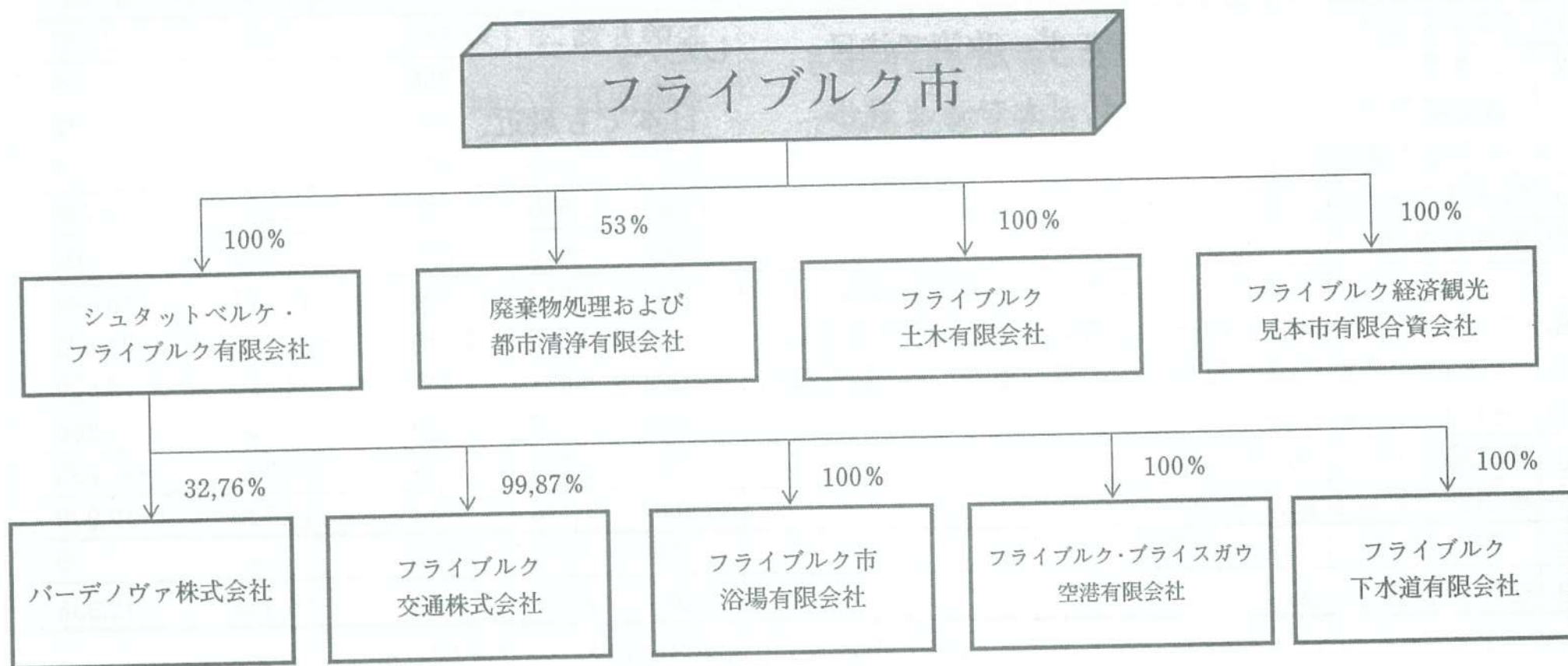
出典）総務省（2009）「第3セクターの抜本改革等に関する指針」（別記3資料）を基に、加筆・修正

ドイツにおける公企業の事業形態（修正版）※たたき台

区分	事業形態		運営組織母体	管理組織		予算／財務		法的根拠	職員資格	統治
公法 上事形態	Regiebetrieb	直営企業	行政組織	自治体行政		自治体の予算		自治体法	公務員	行政法／予算法 国家管理 会計監査員
	Eigenbetrieb	公営企業	法人格のない特別財政	事業長／事業監査委員会		特別会計損失補てん		地方公営企業法	公務員	
	Anstalt des öffentlichen Rechts (AöR)	行政組織法人（営造物）	法人格のある行政組織法人	執行役員会／管理評議委員会		独自予算損失補てん		公法	職員	
	Zweckverband	広域連合体	法人格のある行政組織法人	連合会役員会／連合会		独自予算／分担金		公法	職員	
民法 上事形態	GmbH	有限会社	法人格のある商事会社	執行役員会／監査役会／社員総会		商法の 管理会計	破産可	有限会社法	職員	資本参加 定款 会計監査
	AG	株式会社	法人格のある商事会社	執行役員会／監査役会／株主総会		商法の 管理会計	破産可	株式会社法	職員	

出典)ラウパツハ・スミヤヨーク(2018)「Public Value を織り込むPublic Corporate Governance の在り方~ドイツ・シュタットベルケの事例研究からの考察」(地方財政学会配付資料)を基に、加筆・修正

図1 フライブルク市におけるシュタットベルケの事業構造



出典) 諸富徹 (2016)「エネルギー自治・シュタットベルケ・地域経済循環」地方財務協会『地方財政』、8－9頁よる抜粋

表1 フライブルク市シュタットベルケの収益構造

(単位：千ユーロ)

	経常損益	2012	2013	2014	2015(計画)	2016(計画)
①	営業利益総計	2,300	2,222	2,248	2,441	2,052
②	人件費	861	913	959	954	959
③	減価償却費	63	68	63	68	72
④	その他の営業費用	1,659	1,659	1,427	1,810	1,727
⑤	営業費用総計(②+③+④)	2,583	2,640	2,449	2,832	2,758
⑥	営業損益(⑤-①)	-283	-418	-201	-391	-706
⑦	バーデノヴァ株式会社への資本参加に伴う投資収益	17,782	18,227	17,103	16,577	16,544
⑧	フライブルク交通株式会社への資本参加に伴う損失吸収	-6,328	-12,325	-12,784	-22,415	-24,033
⑨	フライブルク市浴場有限会社への資本参加に伴う損失吸収	-4,002	-4,011	-4,487	-4,350	-4,539
⑩	その他の損益	-324	-27	226	-154	-205
⑪	経営損益(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	7,128	1,864	58	-10,342	-12,233
⑫	税引前当期純利益(⑤+⑪)	6,845	1,446	-143	-10,733	-12,939
⑬	所得／収益、その他への課税	-244	1,031	1,065	263	-3
⑭	当期純利益(⑫+⑬)	7,089	2,476	923	-10,996	-12,936

出典) 諸富徹 (2016) 「エネルギー自治・シュタットベルケ・地域経済循環」 地方財務協会『地方財政』、8-9頁より抜粋

表1 ドイツの公企業

事業分野		企業数	事業形態	
生存配慮関連事業	エネルギー事業（電力、ガス、熱供給）	2,027	会社法に基づく法人格	11,494
	水道	1,709	そのうち GmbH（有限会社）	10,043
	下水処理	1,403	公法上に基づく法人格	5,339
	ごみ・廃棄物の収集と処理	583	そのうち地方公営企業（Eigenbetrieb）	3,604
	文化・スポーツ関連事業	555	そのうち広域連合体（Zweckverband）	1,103
	交通事業	484		
不動産管理と住宅事業		2,035	管轄レベル	
厚生年金、防衛、行政		1,143	中央政府	354
医療事業		902	州政府	1,667
企業や事業の経営・管理事業		1,256	自治体	14,812
その他		4,736		
合 計		16,833		

Source: https://www.destatis.de/DE/Themen/Staat/Oeffentliche-Finanzen/Fonds-Einrichtungen-Unternehmen/_inhalt.html

出典)ラウパツハ・スミヤーク(2018)「Public Value を織り込むPublic Corporate Governance の在り方~ドイツ・シュタットベルケの事例研究からの考察」(地方財政学会配付資料)より抜粋

表2 公企業の事業形態

	公 法 上 の 事 業 形 態				民 法 上 の 事 業 形 態	
事 業 形 態	Regiebetrieb 直営企業	Eigenbetrieb 公営企業	Anstalt des öffentlichen 行政組織法人 (営造物)	Zweckverband 広域連合体	GmbH 有限会社	AG 株式会社
運 営 組 織 母 体	行政組織	法人格のない特 別財政	法人格のある 行政組織法人	法人格のある 行政組織法人	法人格のある 商事会社	法人格のある 商事会社
管 理 組 織	自治体行政	事業長／ 事業監査委員会	執行役員会／ 管理評議委員会	連合会役員会／ 連合会	執行役員会／ 監査役会／ 社員総会	執行役員会／ 監査役会／ 株主総会
予算／財務		特別会計 損失補てん	独自予算 損失補てん	独自予算／ 分担金	商法の管理会計 破産可	商法の管理会計 破産可
法 的 根 拠	自治体法	地方公営企業法	公法	公法	有限会社法	株式会法
職 員 資 格	公務員	公務員	使用人	使用人	使用人	使用人
統 治	行政法 / 予算法 国家管理 会計監査員				資本参加 定款 会計監査	

出典)前表に同じ

表3 ドイツの重要都市の公企業とシュタットベルケの概要

		人口	公企業				シュタットベルケの事業分野			
		(人)	企業数	総資産	売上	従業員数	売上	総資産	従業員数	連結企業数
				(100万€)	(100万€)	(人)	(100万€)	(100万€)	(人)	
1	Berlin	3,613,495	56	55,677	8,164	51,937	2,977	13,843	24,103	31
2	Hamburg	1,830,584	102	30,900		63,870	4,675	17,166	21,392	62
3	MÜNchen	1,456,039	217				7,224	10,709	9,067	72
4	KÖln	1,080,394	41	13,197	5,194	21,881	4,959	5,150	12,339	26
5	Frankfurt am	746,878	227	9,392	4,055	15,274	2,245	3,693	5,456	105
6	Stuttgart	632,743	58	5,674	1,680	11,959	684	2,834	3,984	19
7	DÜsseldorf*	617,280	67				1,994	1,368	1,209	31
8	Dortmund**	586,600	97				942	750	600	18
9	Essen	583,393	71	3,393	1,108	8,018	645	1,110	3,187	
10	Leipzig	581,980	299			14,176	4,496	1,305	4,733	55
11	Bremen***	568,006	61			6,487	1,516	2,000	2,016	59
12	Dresden	551,072	95		4,000	13,055	2,533	3,041	5,623	30
13	Hannover	535,061	26	5,116	3,227	7,843	2,325	2,114	4,468	40
14	NÜrnberg	515,201	91				2,383	2,424		44
15	Duisburg	498,110	134				1,171	1,034	4,166	16
16	Wuppertal	353,590	62			5,343	1,101	1,250	3,247	26
17	Bielefeld	332,552	66				587	866	1,165	26
18	Bonn	325,490	40				492	698	2,248	32
19	MÜNster	313,559	56	1,209		2,541	547	530	900	28
20	Karlsruhe	311,919	44			4,597	717	1,637	2,530	4

注意

*Stadtwerke Düsseldorfの出資比率: EnBW 54.95%, Stadt Düsseldorf 20.05%, GEW Köln 20%

**Dortmunder Energie- und Wasserversorgung GmbHの出資比率: Dortmunder Stadtwerke Beteiligungsgesellschaft mbH: 60.1% / Innogy SE: 39.9%

**swb Stadtwerke Bremen GmbHはEWE AGの100%の子会社である

註: 各自治体の投資報告書および各シュタットベルケの決算書から作成

出典) 前表と同じ

表4 シュタットベルケの経営実績

2016 年	企業数		売上高		当期純利益		補助金前損益	
			(100 万€)		(100 万€)		(100 万€)	
水道	1,706	26%	8,700	4%	481	7%	439	7%
下水道	1,401	21%	11,050	5%	667	9%	576	9%
エネルギー (電気、ガス、熱供給)	1,997	30%	158,915	77%	5,137	72%	5,072	78%
一般ごみ・産業廃棄物処理	579	9%	11,537	6%	418	6%	405	6%
交通	683	10%	12,460	6%	280	4%	-142	-2%
通信	189	3%	4,634	2%	191	3%	178	3%
シュタットベルケ合計	6,555	100 %	207,296	100 %	7,174	100 %	6,528	100%

註: Statistische Bundesamt (2018)より作成

出典) 前表に同じ

ドイツ都市公社の財務構造と連結決算制度との関係（中間報告・未定稿）

（主に、諸富論文、フライブルク市出資報告、内閣府・税制調査会「第4回 連結納税制度に関する専門家会合の資料」（2019年6月11日）の参考資料の一部抜粋を素材に）

ドイツにおける地方公営企業の構造

(宇野二郎(2018)「ドイツにおける地方公営企業の構造」『札幌法学』29 巻 1・2 合併号、77頁以降より抜粋)

- ・官庁企業 (Regiebetrieb)
- ・公営企業 (Eigenbetrieb)
- ・営造物法人 (Anstalt des öffentlichen Rechts)
- ・目的組合 (Zweckverband)

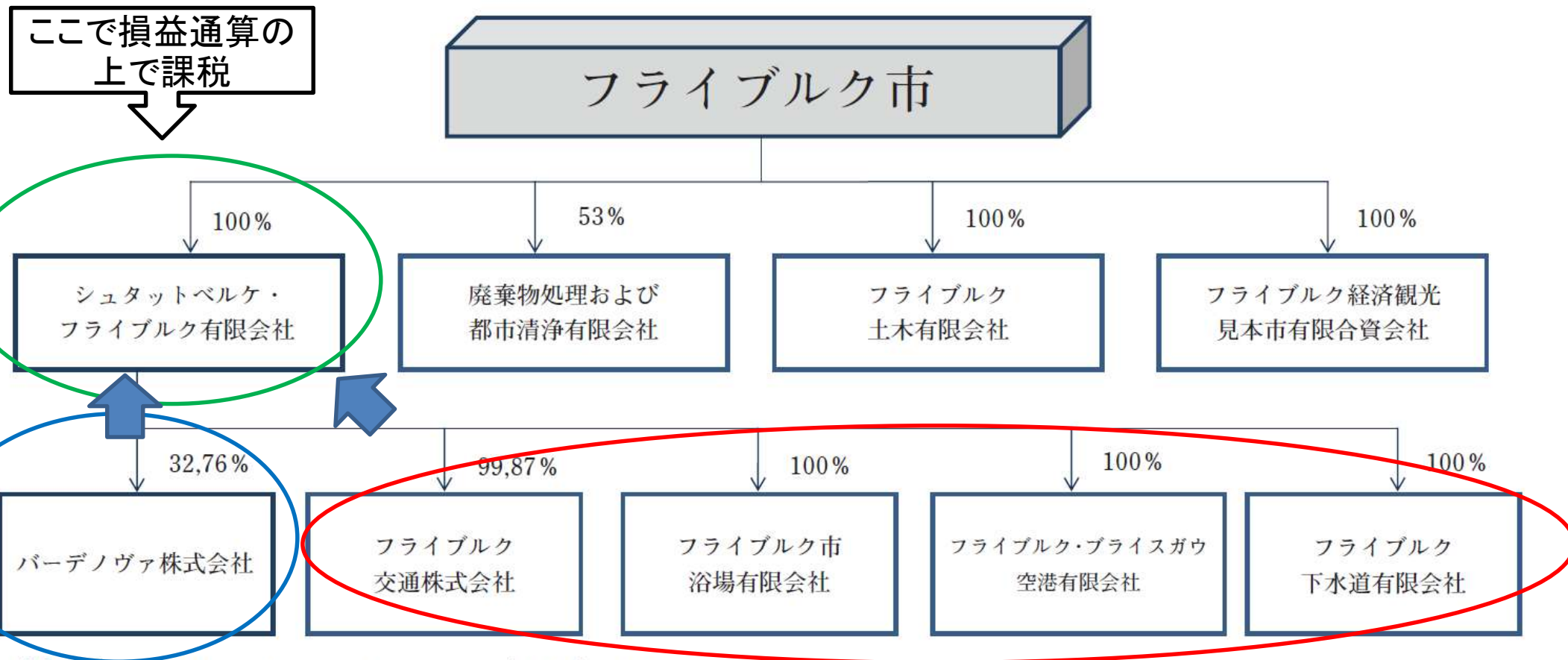
「官庁企業」が行政組織そのものであるのに対して、「公営企業」は経済的には自立した経営形態である。「営造物法人」は1990年代に入ってから各州で導入された経営形態であり(武田2003: 104-105)、独自の法人格を持つなど自立した経営形態となっている。「目的組合」は複数の市町村が協力する際の公法上の経営形態である。

これに対して私法上の経営形態には株式会社 (AG) と有限会社 (GmbH) の外に有限合資会社 (GmbH Co&KG) などが見られる。さらに所有構造を基準として以下のように区別され得る。

- ・市町村企業 (Eigengesellschaft AG/GmbH)
- ・公共企業 (öffentliche Gesellschaft AG/GmbH)
- ・公私混合会社 (gemischt-öffentlich-privatrechtliche Gesellschaft AG/GmbH)
- ・その他の私法会社 (sonstige privatrechtliche Gesellschaft)

「市町村企業」は、市町村が100%の持分を所有する場合であり、「公共企業」は複数の市町村が合計で100%の持分を所有する場合である。これに対して「公私混合会社」(第三セクター)はその一部を民間企業が所有する場合であり、さらに市町村の影響力確保の程度を基準に市町村が過半数を所有する場合、市町村が50%以下しか持たないが25.1%以上を所有する場合、市町村が25%以下しか所有しない場合に区別し得る。...

図1 フライブルク市におけるシュタットベルケの事業構造



[出所] Stadt Freiburg im Breisgau (2015), S.10.

出典) 諸富徹(2016)「エネルギー自治・シュタットベルケ・地域経済循環」地方財務協会『地方財政』、8-9頁より抜粋

表1 フライブルク市シュタットベルケの収益構造

(単位：千ユーロ)

	経常損益	2012	2013	2014	2015(計画)	2016(計画)
①	営業利益総計	2,300	2,222	2,248	2,441	2,052
②	人件費	861	913	959	954	959
③	減価償却費	63	68	63	68	72
④	その他の営業費用	1,659	1,659	1,427	1,810	1,727
⑤	営業費用総計(②+③+④)	2,583	2,640	2,449	2,832	2,758
⑥	営業損益(⑤-①)	-283	-418	-201	-391	-706
⑦	バーデノヴァ株式会社への資本参加に伴う投資収益	17,782	18,227	17,103	16,577	16,544
⑧	フライブルク交通株式会社への資本参加に伴う損失吸収	-8,328	-12,325	-12,784	-22,415	-24,033
⑨	フライブルク市浴場有限会社への資本参加に伴う損失吸収	-4,002	-4,011	-4,487	-4,350	-4,539
⑩	その他の損益	-324	-27	226	-154	-205
⑪	経営損益(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)	7,128	1,864	58	-10,342	-12,233
⑫	税引前当期純利益(⑤+⑪)	6,845	1,446	-143	-10,733	-12,939
⑬	所得／収益、その他への課税	-244	1,031	1,065	263	-3
⑭	当期純利益(⑫+⑬)	7,089	2,476	923	-10,996	-12,936

[出所] Stadt Freiburg (2015), S.22.

出典) 諸富徹(2016)「エネルギー自治・シュタットベルケ・地域経済循環」地方財務協会『地方財政』、8-9頁より抜粋

フライブルク市出資団体一覧①(=都市公社、株式会社(AG)、有限会社(GmbH))

2 Übersicht über die Beteiligungen (Stand: 31.12.2017)

2.1 Übersicht über die städtischen Gesellschaften

フライブルク市

Stadt Freiburg i. Br.

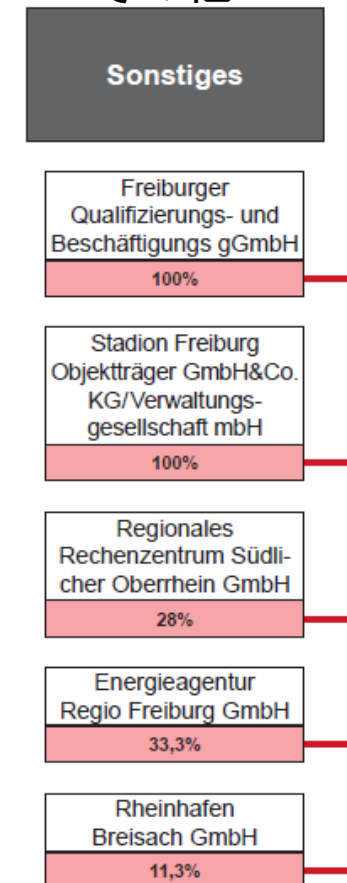
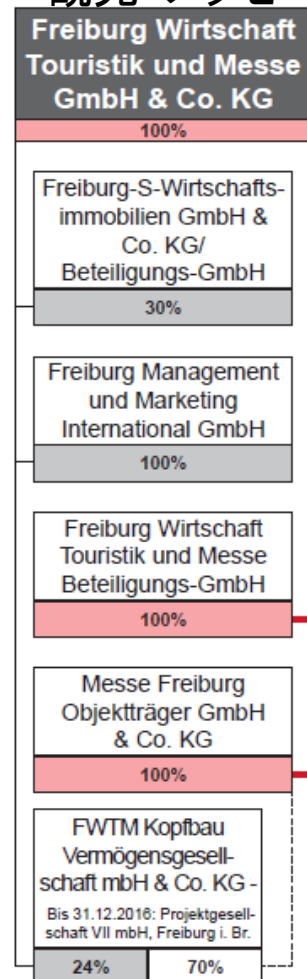
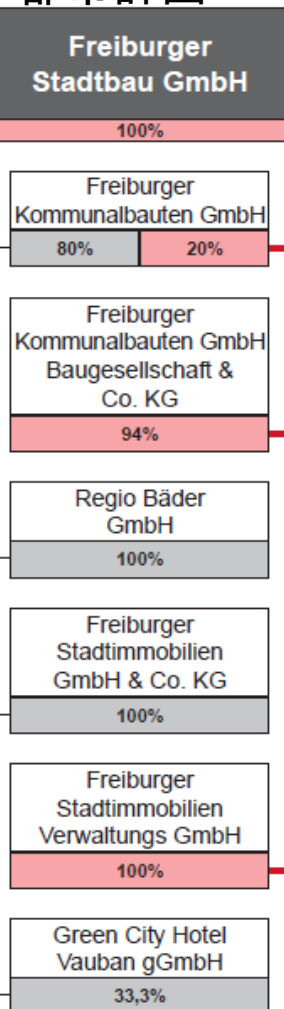
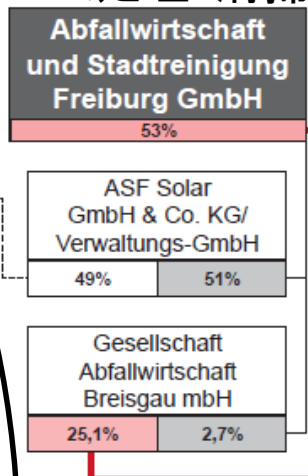
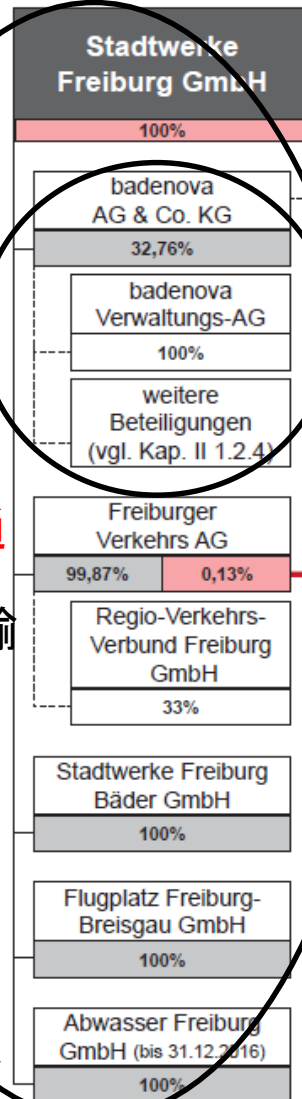
都市公社

ゴミ処理・清掃

都市計画

観光・メッセ

その他



		売上高 / 割増金		年次-損益		市による補助金, 割増金及び 増資	
		2016 千ユーロ	2017 千ユーロ	2016 千ユーロ	2017 千ユーロ	2016 千ユーロ	2017 千ユーロ
1	フライブルク市 (計 1)	888.544	942.962	38.912	69.807	---	---
2	出資団体 交通, 供給および廃棄物						
2.1	都市公社 (持株会社)	1.494	1.489	-6.179	-3.456	5	10
2.2	バーデノヴァ (コンツェルン)	970.117	938.758	[55.807]	[57.169]	0	0
2.3	交通株式会社	63.269	66.578	[-18.036]	[-19.280]	0	0
2.4	浴場有限会社	2.843	2.973	[-4.178]	[-4.458]	0	0
2.5	空港有限会社	379	415	[-219]	[-235]	0	0
2.6	下水有限会社	14.963	---	0	---	0	---
2.7	ごみ・清掃有限会社	35.375	36.676	2.441	2.609	0	0
2.8	ごみ・清掃・太陽光有限会社	730	761	158	133	0	0
2.9	ごみ有限会社(グライスカリ)	10.868	10.43	23	35	0	0
2.10	ライン港有限会社	1.134	1.118	132	131	0	0
2.11	エネルギーエージェント	1.329	1.288	86	-136	0	0
	小計	1.102.501	1.060.486	-3.339	-684	5	10
	住宅 / 自治体不動産						
	小計	95.136	107.322	7.565	16.846	2.42	0
	経済助成						
	小計	49.519	51.458	-6.213	-8.669	7.5	8.517
2	出資団体 (計 2)	1.247.156	1.219.266	-1.987	7.493	14.92	18.517
3	公営企業						
	公営企業 (計 3)	62.988	66.949	395	5.398	27.646	36.5
4	主要な目的組合						
	目的組合 (計 4)	123.569	129.021	-89	18	13.453	11.783
(1 - 4)	総計	2.322.257	2.358.198	37.231	82.716	56.019	66.800
	市を除く総計	1.433.713	1.415.236	-1.681	12.909	56.019	66.800
出典) フライブルク市出資報告 (2018年) を基に作成							

バーデンヴュルテンベルク州市町村法(Gemeindeordnung für Baden-Württemberg)より一部抜粋
(2006年2月14日時点のもの)※自治体の出資に係る条文のみ赤字

きる。但し、それが公共の福祉、とりわけ市町村の任務遂行又は農業構造の改善に不可欠である場合に限る。耕地整理法による手続に含められている市町村の分離財産は、第1文の要件の下で、通常の市町村財産に転換しなければならない。

- 5 これまで農業に利用されており、今後、市町村の通常財産に転換される市町村の分離財産は、正当な対価と引き換えに、私的な農業利用にゆだねることができる。共同牧場は、必要があれば、公の施設として、引き続き経営されるものとする。但し、当該土地が直接又は間接に公的任務に必要である場合、又は、当該土地を農地として利用することが市町村の都市計画の実施を妨げる場合には、この限りでない。

101条 地方財団

- 1 市町村は、法律又は財団設立者によって別段の定めがされていない限り、この法律の規定により、地方財団を管理する。96条1項2号及び2項並びに97条1項、2項及び4項は、変更されずに適用される。
- 2 権利能力のない財団については、市町村は、財団設立者が別段の定めをしていない限り、民法87条1項の要件の下で、財団の目的を変更し、財団を他の権利能力のない財団と統合し、又は、財団を廃止することができる。
- 3 寄附行為が財産の帰属についての定めを有していない場合には、権利能力のない財団の財産は市町村に属する。市町村は、当該財産の利用に当たっては、当該財団の目的をできる限り顧慮しなければならない。
- 4 市町村の財産は、市町村の任務遂行の範囲内でのみ、かつ、財団によって追求される目的が他の方法で達成されえない場合にのみ、財団の財産に出資することができる。

第3章 企業(Unternehmen)及び出資

102条 経済的企業の許容性

- 1 市町村は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、法形式の如何を問わず、経済的企業を設立し、引き受け、若しくは大きく拡大し、又は経済的企業に出資することができる。
 - 一 公の目的により、当該企業が正当化されること
 - 二 当該企業が、方法及び範囲において、市町村の給付能力及び見込まれる需要とバランスの取れたものであること
 - 三 自治体による生存配慮以外の活動については、当該目的が民間の提供者によって同等に十分かつ経済的に実現されず、又は実現されえないこと
- 2 第1項第3号による市町村の活動については、市町村議会が、手工業、工業及び商業の地域自治組織から意見を聴いたうえで、決定する。
- 3 市町村の経済的企業は、公の目的が満たされるように経営されなければならない。かつ、市町村財政に収益をもたらさなければならない。
- 4 次の各号に掲げるものは、第1項及び第2項の意味における経済的企業ではない。
 - 一 法律上、市町村に経営が義務付けられている企業
 - 二 授業、教育、教養、文化助成、肉体鍛錬及び健康福祉助成の施設、並びに同種の公的施設
 - 三 市町村自らの需要の充足に資するのみの補助的営業
 これらの企業、施設及び補助的営業も、経済的観点に基づいて経営されなければならない。
- 5 市町村は、法律に別段の定めがないかぎり、銀行業を営むことはできない。公的な貯蓄銀行については、特別の規定により、公的なままである。
- 6 同種の私企業との競争がない企業については、接続及び供給は、他の給付又は納入も引き受けることに依存させられてはならない。
- 7 市町村の区域外での活動は、経済活動によって第1項の条件が満たされ、かつ、関係市町村の正当な利益が守られる場合には、許される。電力及びガスの供給については、基準となる規定により競争制限を認める利益のみが、正当とみなされる。

103条 私法形式による企業

- 1 市町村は、次の各号に該当する場合に限り、私法形式の企業を設立し、引き受け、若しくは

大きく拡大し、又は私法形式の企業に出資することができる。

- 一 当該企業が持続的に支出の25パーセント以上を売上収入によって賄うことができること。
- 二 当該企業による公の目的の実現が、会社の定款又は条例において確保されていること。
- 三 市町村が、とりわけ当該企業の監査役会又はそれに相当する監視機関において、適切な影響力を保持すること
- 四 市町村の責任が、当該市町村の給付能力に応じた金額に限定されていること
- 五 財政基本法53条に示された範囲での比率の出資により、会社の定款又は条例において、以下のことが確保されていること。
 - a) 私企業に適用される規定を意味に即して適用することにより、営業年度ごとに経営計画が立てられ、5年間の財政計画が経営の基礎に置かれること。
 - b) 大資本会社に関する商法第3編の規定の準用により、年度末の決算書及び状況報告書が作成され、検査されること。但し、商法の規定がすでに直接適用されている場合、又は、他の法律規定が別の定めをしている場合は、この限りでない。
 - c) 企業の経営計画及び財政計画、年度末の決算書及び状況報告書並びに決算検査報告書が市町村に送付されること。
 - d) 市町村の企業形式による活動を検査するために、会計検査庁及び広域検査の権限を有する検査官庁に、財政基本法54条で予定された権限が認められること。
 - e) 企業の財政執行及び経済執行の広域検査を行う権利が、114条1項により認められること。

上級法監督庁は、特別の場合には、第1号による費用補填の最少割合及び第5号bによる検査の義務について、例外を認めることができる。但し、他の適切な検査措置が保障される場合に限る。

2 市町村は、第1項にかかわらず、株式会社形式の企業を設立し、引き受け、又は株式会社形式の企業に出資することができる。但し、当該企業の公の目的が他の法形式によって同等に十分に実現されず、又は実現されえない場合に限る。

3 市町村は、自らが50パーセント以上出資している私法形式の企業については、公の目的が持続的に実現され、かつ、当該企業が経済的に経営されるように、統御及び監視する義務を負う。50パーセント未満の出資の場合には、市町村は上記の点について努力義務を負う。損失を補填するための市町村の補助金は、可能なかぎり少ない状態に維持されなければならない。

103a条 有限会社の法形式による企業

1 市町村は、103条1項にかかわらず、有限会社形式の企業を設立し、引き受け、若しくは大きく拡大し、又は有限会社形式の企業に出資することができる。但し、定款において、会社総会が次の各号に掲げる事項をも議決することが確保されている場合に限る。

- 一 株式会社法291条及び292条の意味における定款の決定及び変更
- 二 企業の目的の範囲内で、特別に重要な新たな任務を引き受けること
- 三 企業及び出資の新設、取得及び売却。但し、これらが当該会社の取引範囲との関係で重要なものである場合に限る。
- 四 決算の確定及び結果の利用

104条 私法形式の企業における市町村の代表

1 市町村が出資する企業の会社総会又はそれに相当する機関においては、市町村長が市町村を代表する。市町村長は、市町村の吏員又は職員に、代表権を委任することができる。市町村は、更なる代表者を派遣することができ、また、派遣した者を引き上げることもできる。複数の更なる代表者が派遣されうる場合で、派遣される者についての合意が成立しない場合には、市町村議会の議決委員会委員の選挙に関する規定が適用される。市町村は、自らの代表者に指示を与えることができる。

2 企業の監査役会又はそれに相当する機関の構成員を複数派遣する権利を市町村が有する場合には、派遣される者についての合意が成立しない限り、市町村議会の議決委員会委員の選挙に関する規定が適用される。

3 市町村によって派遣され、又は市町村の提案に基づいて選出された、企業の監査役会又はそれに相当する監視機関の構成員は、その活動に際して、市町村の特別の利益をも顧慮しなければならない。

ならない。

4 市町村の代表者が企業の機関における活動によって責任を負う場合には、当該代表者に代わって、市町村が損害を賠償しなければならない。但し、当該代表者が故意又は重過失により当該損害を引き起こした場合を除く。

105条 検査、公開及び出資報告

1 市町村が、財政基本法53条に示された範囲内で、私法形式の企業に出資している場合は、次の義務を負う。

- 一 財政基本法53条1項1号及び2号による権利を行使すること
- 二 以下の点に配慮すること
 - a) 決算の確定に関する議決が、その結果・決算検査の結果・状況報告書・議決された年間利益の利用方法又は年間赤字の取扱いとともに、その地方の一般的な方法で公表されること
 - b) 公表と同時に、決算及び状況報告書が7日間公的に説明され、公表においてその説明が参照指示されること

2 市町村は、市町村議会及び住民への情報提供のために、毎年、直接に又は50パーセント以上の割合で直接に出資している私法形式の企業に関する報告書を提出しなければならない。出資報告書には、それぞれの企業ごとに、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- 一 企業の目的、出資状況、組織配置及び企業の出資者
 - 二 企業の公的目的の実現状況
 - 三 前年度に関する、営業経過の概要、企業の状況、市町村による資本の流入及び流出、過去の営業年度との比較における、グループごとの従業員数、企業の財産・財政・収益の状況、及び、企業の執行部及び監査役会又はそれに相当する機関の構成員の、人的集団ごとの全体の報酬。これについては、商法286条4項が準用される。
- 市町村が直接に25パーセント未満の出資をしている場合には、記載内容を、企業の目的、出資状況、及び企業の公的目的の実現状況に限定することができる。

3 出資報告書の作成は、その地方の一般的な方法で公表されなければならない。第1項第2号bの規定が準用される。

4 法監督庁は、市町村が出資報告書及び検査報告書について知らせることを求めることができる。

105a条 私法形式の企業に対する間接的出資

1 市町村は、50パーセント以上の出資をしている企業が他の企業に出資することについて、次の場合にのみ、同意することができる。

- 一 102条1項1号及び3号の要件を満たす場合
- 二 50パーセント以上の出資をしている企業が他の企業に出資することについて、
 - a) 103条1項1文2号乃至4号の要件を満たす場合
 - b) 市町村が直接出資している企業が有限会社に出資する場合において、103a条の要件を満たす場合
 - c) 株式会社に投資する場合において、103条2項の要件を満たす場合

出資は間接的出資を含む。複数の市町村が出資している場合は、それらを合算する。

2 103条3項及び、市町村が他の〔＝出資企業の出資先の〕企業に対する派遣の権利を有している場合は、104条2項乃至4項が準用される。

3 私法形式の企業に対する市町村の間接的出資に関する他の規定は、影響を受けない。

106条 企業及び出資の売却

企業、企業の一部又は企業への出資の売却、及び、市町村が自らの影響力を喪失又は減少させるような法律行為は、市町村の任務の履行が害されない場合にのみ、許される。

106a条 私法形式の施設

103条乃至106条の規定は、102条3項〔訳注：4項の誤りか〕1文2号の意味におけ

る私法形式の施設に準用する。

106b条 委託の発注

1 市町村は、出資多数により又は類似の方法で影響力を及ぼすことのできる、私法形式の企業における社員としての権利について、以下のように行使する義務を負う。

一 建築請負規則（V0B）及び中間層助成法22条1項乃至4項を適用すること

二 当該企業が競争制限禁止法98条2号の意味における公的委託者である場合には、給付請負規則（VOL）の適用を推奨すること。第1文は、102条3項〔訳注：4項の誤りか〕1文2号の意味における私法形式の施設に準用する。

2 第1項の義務は、原則として、次の場合には生じない。

一 次のいずれかに該当する経済的企業の場合

a) その活動全体によって、競争に参加し、その際、その費用を、公的財政からの補助を受けずに賄うことができること

b) 個々の営業分野の活動全体によって、競争に参加し、その際、個々の営業の費用を、公的財政からの補助を受けずに賄うことができること

二 競争制限禁止法100条2項に規定する種類の委託の場合

三 金額が（売上税を除いて）3万ユーロ未満と見込まれる委託の場合

当該企業が3万ユーロ以上の公的資金を要求している事業計画の委託については、第1文による例外の要件を満たす場合にも、第1項の義務が存続する。

107条 エネルギー契約及び水道契約

1 市町村が、当該市町村区域へのエネルギー又は水道の供給契約、並びに、エネルギー供給企業又は水道供給企業に対して、住民への送電線又は水道管のために市町村財産（街路、道路及び広場を含む）を利用させる使用権契約を締結しうるのは、市町村の任務の履行が危険にさらされない場合で、かつ、当該市町村及びその住民の正当な経済的利益が守られる場合に限られる。この場合、市町村議会に対して、その議決前に、独立の鑑定人による鑑定書が提出されなければならない。

2 第1項に定める契約の延長若しくは拒否並びに重要な変更についても、同様である。

108条 提出義務

103条1項及び2項、103a条、105a条1項、106条、106a条及び107条による措置及び法律行為に関する市町村の議決は、法律上の要件を明らかにしたうえで、法監督庁に提出されなければならない。

第4章 検査

第1節 地方検査

109条 検査機関

1 都市郡及び大都市は、他の自治体の会計検査庁を使用しない場合には、特別庁として会計検査庁を設置しなければならない。その他の市町村は、会計検査庁を設置し、又は他の自治体の会計検査庁を使用することができる。会計検査庁を置かない市町村は、適当な職員を会計検査員として任命し、又は他の自治体の会計検査庁を使用することができる。110条乃至112条が準用される。

2 会計検査庁は、自らに割り当てられた検査任務の遂行については独立しており、指示に拘束されない。その他の点においては、直接に市町村長の指揮下にある。

3 会計検査庁の長は、常勤の公吏でなければならない。会計検査庁の長は、市町村専門公務員の資格を有するか、又は、完結した経済学の素養を有していなければならない。かつ、その職に必要な経験及び適性を有していなければならない。

4 会計検査庁の長は、市町村議会の議決に基づき、かつ、秩序に適った任務遂行がもはや保証されない場合にのみ、その地位を剥奪されうる。当該議決は、市町村議会の全議員の3分の2の多数によってなされなければならない。法監督庁に提出されなければならない。

5 会計検査庁の長及び検査員は、市町村長、副市町村長、市町村長職務代行者、財政専門職員